

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例（埼玉県条例第三号）（財政課）

一 趣旨

公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公共施設長寿命化等推進基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

平成二十九年四月一日